

【水質汚濁防止法】

①特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

概要	水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項(第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条)(静岡県生活環境の保全等に関する条例第 35 条(第 36 条、第 36 条の 2、第 37 条、第 38 条))の規定による、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設置、使用、変更にかかる届出
提出書類	水質汚濁防止法 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	(1) 設置届出書: 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)を設置する 60 日以上前 (2) 使用届出書: 法の改正等により届出が必要となった日から 30 日以内 (3) 変更届出書: 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造、設備、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量等を変更する 60 日以上前
提出者	(1) 工場又は事業場から公共用水域に水を排出して特定施設(有害物質貯蔵指定施設)を設置しようとする者 (2) 法の改正等により届出が必要となった者 (3) (1)又は(2)の届出をしている者で、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造・設備・使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量等を変更しようとする者

②特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書

概要	水質汚濁防止法第 10 条の規定に基づき、届け出ている特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用廃止の届出
提出書類	水質汚濁防止法 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	使用の廃止から 30 日以内
提出者	水質汚濁防止法第 5 条、第 6 条第 1 項の規定に基づき届け出ている特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用を廃止した者